

2 長薬発第 94 号
令和 2 年 4 月 21 日

役 員 様
地域薬剤師会長 様

一般社団法人長野県薬剤師会
会長 日 野 寛 明

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 45 条第 1 項に基づく
外出自粛の要請の周知について（依頼）

平素、本会の運営に際し、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、4 月 17 日に開催された新型コロナウイルス感染症対策長野県本部会議において、県民及び県内に滞在している方に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 45 条第 1 項に基づく外出自粛を要請することに決定した旨、新型コロナウイルス感染症長野県対策本部長から通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴職並びに貴会会員に対し、当該外出自粛要請についてご周知いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

長野県薬剤師会 事務局 中島・吉野
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
TEL : 0263-34-5511 FAX : 0263-34-0075
E-mail somu3@naganokenyaku.or.jp

2薬第120号

令和2年(2020年)4月20日

関係団体の長様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

本部長 阿部 守一

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づく外出
自粛の要請の周知について(依頼)

本県の健康福祉行政につきましては、平素格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第32条第3項の規定により、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に変更され、当県も対象地域に含まれたところです。

そこで、4月17日に開催した新型コロナウイルス感染症対策長野県対策本部会議で、別紙のとおり、県民及び県内に滞在している方に対して、法第45条第1項に基づく外出自粛を要請することに決定しました。

つきましては、改めて会員や会員企業の従業員に対し、当該外出自粛要請について周知していただくようお願いします。

また、今後の感染の状況によっては、新型コロナウイルス感染症対策に関係する必要な要請をする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

健康福祉部 薬事管理課 薬事温泉係
(課長)小池 裕司 (担当)佐伯 成規
〒380-8570 長野市南長野幅下692-2
電 話 026-235-7157 (直通)
ファクシミリ 026-235-7398
電子メール yakuji@pref.nagano.lg.jp

長野県緊急事態措置の概要

1 区域

長野県全域

2 期間

4月17日（金曜日）から5月6日（水曜日）まで

3 実施内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条「感染を防止するための協力要請」により、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、「外出自粛」の要請を実施

外出自粛要請（特措法第45条第1項）

【徹底した外出自粛の要請】

- 人との接触を8割減らすことを目標に、生活の維持に必要な場合を除き外出しないことを県民及び県内に滞在している方に要請します。

「家にいる」ことが、大切なご家族やご自身の健康を守る最善の選択肢です。また、ご家族の健康管理にも留意してください。

【生活の維持に必要な場合（例）】

- ・ 医療機関への通院
- ・ 食料等生活必需品の購入
- ・ 事業の継続に必要な最小限度での職場への通勤
- ・ 健康の維持に必要な散歩

等

外出自粛要請（特措法第45条第1項）

【県域をまたいだ移動自粛の要請】

- 県域をまたいで移動することは、大型連休期間中を含め、基本的には行わないでください。

また、県外にお住まいの皆様におかれましても、不要不急の帰省や旅行など、県外から本県へお越しになることは絶対に避けてください。